

公 告

綾川町公告第76号

次のとおり条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、綾川町建設工事執行規則（平成18年綾川町規則第84号。）第6条第1項及び綾川町条件付き一般競争入札に関する要綱（平成21年綾川町告示第1号）第3条の規定により公告する。

令和5年4月24日

綾川町長 前田武俊



第1 入札に付する事項

- 1 工事名 令和5年度 綾川町一般廃棄物最終処分場第3期、第4期（土堰堤除く）工事
- 2 工事場所 綾川町 西分 地内
- 3 工事概要 一般廃棄物最終処分場土堰堤工事 一式
 - 伐木・除根、除草工 A=2,700 m²
 - 土工 一式
 - 土堰堤工 L=149m
 - 遮水工 A=2,963 m²
 - 浸出水集排水工 一式
 - 雨水集排水工 一式
- 4 工期 議決の日から令和6年3月22日
- 5 支払条件 前払 綾川町建設工事執行規則及び綾川町工事請負契約約款の規定による
部分払 無

第2 入札に参加する者に必要な資格等

- 1 入札参加資格を有する者

この入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 綾川町の令和5・6年度建設工事の指名競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に土木工事一式において登載され、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定による特定建設業の許可を当該工事の工事区分について受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札公告日から入札日までの間に、綾川町建設工事指名停止措置要領（平成18年3月21日告示第111号）及び香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年6月30日告示第456号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 綾川町不当要求行為等防止対策要綱（平成18年3月21日訓令第2号）に基づく不当要

求及び暴力的不当行為を行った者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者で、町の入札参加資格に係る再審査を受けている者については、当該申し立てがなされていない者とみなす。
- (6) 国、若しくは地方公共団体が発注した、契約金額が 5,000 万円以上の綾川町内を施工場所とする土木工事で、元請又は特定建設工事共同体の代表者としての施工実績を有する者であること。
- (7) 法 19 条の 2 に規定する現場代理人を専任配置し、法 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。なお、現場代理人、主任技術者又は監理技術者にあっては、引き続き 3 カ月以上の雇用関係にある者に限る。
- (8) 本告示日において、香川県内に本店又は契約締結権のある支店、営業所等を有していること。
- (9) 入札参加資格者名簿において、法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（県内業者にあっては審査基準日が令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日の間のもの、県外業者にあっては審査基準日が令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 31 日の間のもの。）における土木工事の総合評価値が 850 点以上の者であること。

2 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加希望者は、下記（2）に示す書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格審査申請に必要な書類
- ① 綾川町条件付き一般競争入札参加資格申請書（様式第 1 号）
 - ② 事業実績（様式第 2 号）
第 2 の 1 (6) に掲げる事業実績を様式第 2 号に記載し、同事業に関わる契約書の写し及びコリンズの工事実績の写しなど、事業概要が明確に確認できる書類の写しを添付すること。
 - ③ 配置予定技術者の事業経験（様式第 3 号）
配置予定者を様式第 3 号に記載すると共に、資格を確認できる書類の写し及び健康保険被保険者証の写しなど 3 ヶ月以上の雇用関係が確認できる書類を添付すること。
また、配置予定技術者は、複数記載することができる。
 - ④ 経営規模等評価結果通知書の写し（総合評定通知書）。
 - ⑤ 特定建設業の許可通知の写し
 - ⑥ その他必要と思われる資料
- (3) 申請等は、持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 申請等の受付
- ① 受付期間 令和 5 年 4 月 25 日（火）から同年 5 月 12 日（金）まで
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

② 受付場所 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地 綾川町役場 住民生活課

(5) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うのもとし、その結果は、令和5年5月15日（月）付けでFAX及び書面により通知する。

(6) その他

① 申請書等関係書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

② 提出された資料は、返却しない。

③ 提出された資料は、公表しない。

3 設計図面等の交付等

(1) 設計図書等については有償頒布とし、期間及び場所は次のとおりとする。

① 期 間 令和5年4月25日（火）から同年5月15日（月）まで

午前8時30分から午後5時まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

② 交付場所 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地 綾川町役場 住民生活課

(2) 質 疑

本事業に関して質問がある場合は、書面により下記の要領にて提出すること。

① 提出期限 令和5年5月19日（金） 正午まで

② 提出場所 綾川町役場 住民生活課

③ 提出方法 FAX又は持参

④ 回答期限 令和5年5月22日（月）

⑤ 回答方法 参加者全員にFAXにて回答用紙を送付

4 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格が認められなかった者は、その理由について、町長に対して説明を求めることができる。

(2) (1) の説明を求める場合には、綾川町条件付き一般競争入札参加資格審査結果不服申立書（様式第4号）に、その旨を記載し、持参により提出するものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ない。

① 提出期限 令和5年5月17日（水）

午前8時30分から午後5時まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

② 提出場所 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地 綾川町役場 住民生活課

(3) 説明を求めた者に対する回答は、令和5年5月22日（月）までに書面により行う。

第3 入札及び開札等

1 入札及び開札の日時

令和5年5月29日（月）9時30分

2 入札及び開札の場所

香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地

綾川町 綾南農村環境改善センター 研修室

3 入札書の提出方法

町指定の入札書を持参により提出することとし、郵便又はFAXによるものは受け付けない。

4 その他

- (1) 入札当日は、9時00分から入札会場において受付を行う。
- (2) 入札に参加する場合は、綾川町条件付き一般入札参加資格申請書（様式第1号）の町長の公印入りの写しを必ず持参し、受付において提示すること。提示がない場合は、入札に参加することができなくなることがあるので注意すること。
- (3) 代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。提出がない場合は、入札に参加できなくなるので特に注意すること。
- (4) 入札者又はその代理人は、第1回目の入札に際し、工事費内訳書を提出すること。
- (5) 入札の執行回数は、原則として3回までとする。
- (6) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

第4 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 免除
- 2 契約保証金

契約保証金の納付、利付国債の提供又は金融機関の保証を必要とする。ただし、公共工事履行保証証券による保証を付した場合にあては、この限りではない。契約保証の方法については、落札後直ちに申し出ること。

第5 入札の無効等

- 1 第2の2の(1)の申請書等を期限までに提出しない者、入札参加資格がないと認められた者又は入札参加資格の確認を受けた者であって、入札時において第2の1に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者は、入札に参加することができない。
- 2 入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者の入札及び、入札に関する要件に違反したものは、無効とし、無効の入札をした者が落札者である場合には、落札決定を取り消す。

第6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者の内、最低制限価格を下らない最低の価格をもって入札した者を落札者とし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定する。ただし、町が当該工事の適正な履行が困難と判断した場合は、落札者とならない場合がある。

第7 契約の締結

- 1 当該入札に付する工事に係る請負契約締結については、綾川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年綾川町条例第56号。）第2条の規定により、綾川町議会の議決が必要である。
- 2 落札者の決定後、当該入札に付する契約の締結までの間において当該落札者が第2の1に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

第8 その他

問い合わせ先連絡情報を入手するための照会窓口

〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地 綾川町役場 住民生活課

TEL: 087-876-1114 FAX: 087-876-3120

Mail: kankyo@town.ayagawa.lg.jp

URL: <https://www.town.ayagawa.lg.jp/>